

(仮称)室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例の制定について

1. 暴力団の状況

全国の暴力団構成員等の総数は、約58,600名（平成25年12月末現在）で、この内、北海道内の暴力団構成員等は、約2,660名です。

現在、道内には、他の都府県で指定されている6団体（山口組、稲川会、住吉会、会津小鉄会、極東会、松葉会）の傘下組織があります。

また、室蘭警察署管内の暴力団構成員等は、約100名です。

2. 室蘭市における暴力団排除の取り組み

暴力団排除に向けて、本市では、室蘭市不当要求行為等対策要綱を平成16年6月1日に施行、また、室蘭市市営住宅条例の入居者資格等に暴力団員は資格がないことを明記し平成20年10月1日に施行し、取り組んで参りましたが、暴力団員を排除するためには、警察の取り締まりだけでなく、市民・事業者・行政が連携協力して様々な施策を講じていく必要があります。

3. 条例の制定にあたって

暴力団は、市民の生活や社会経済活動の場に介入し、従来からの資金獲得犯罪に加え、暴力団を利用する共生者と共に、暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

このような現状において、社会から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現するためには、「社会対暴力団」という構図への転換をすすめ、行政と市民、事業者が一体となって暴力団排除に取り組む必要があります。

これらの情勢から、暴力団の活動資金となっている可能性がある公共事業や事業者からの利益の供与などのあらゆる資金源を遮断し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するため、平成22年4月1日の福岡県を始め、北海道でも平成23年4月1日に「北海道暴力団排除条例」が施行された後、平成23年10月に東京都と沖縄県で施行されたことにより、47都道府県全てで暴力団排除条例が制定されました。

4. 「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」と「(仮称)室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例」との関係

道条例である「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」は、道民や道内の事業者に等しく適用することになりますが、独立した対等な自治体である本市を含む道内の市町村の事務に関して、道条例を規定することはできないと解されていることから、本市の事務・事業からの暴力団の排除等は、市の条例で規定することになります。

また、平成23年4月1日に施行された「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」は、

- ・暴力団排除に関する基本的施策
- ・事業者等が暴力団等に対する利益の供与の禁止
- ・事業者等が暴力団員等から利益の供与を受けることの禁止
- ・不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等
- ・青少年の健全育成を図るための措置
- ・義務違反者に対する措置

などが柱となっており、「(仮称)室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（以下、市条例という）」と相互に補完し合う形で運用することになります。

5. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」と「市条例」の関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、暴力団対策法という）は、指定暴力団員による暴力的な一定の行為に対する規制を主たる内容としているのに対し、本条例は、市や市民等が暴力団排除のためになすべきことを主たる内容としており、性格が異なるものですが、暴力団対策法及び本条例の究極の目的は、「市民の安全と平穏の確保」であり、相反するものではありません。

なお、暴力団対策法が平成4年に施行されてから20年以上経過しますが、暴力団構成員は約6万人強と横ばい状態が続いており、一向に大きく減少する気配がありません。

現在の暴力団対策法では、暴力団に対して根源的な大打撃を与えることが出来ていないと言わざるを得ません。

暴力団に対して真に打撃を与えるためには、安定的・恒常的な資金源を断つことが不可欠です。

また、暴力団情勢は、地域によって異なるものであり、暴力団対策法による規制の趣旨は、全国一律に同一内容の規制を施すもので、法をカバーするため、地方の実情に応じて、条例で別段の規制を施すことは容認されています。

条例施行後は、暴力団対策法と連動させ、効果的に運用することになります。

6. 市条例制定の目的

本市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の役割を明確化するとともに、暴力団の排除を推進することにより、市民の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

7. 市条例制定による効果

市条例を制定することにより、地域住民や関係機関・事業所等の連携強化に基づく社会が一体となった暴力団排除に関する取り組みの充実及び徹底が図られることとなり、社会全体で暴力団を孤立させる態勢が確立され、暴力団の活動を封じ込めるという効果が見込まれます。

具体的には、市の事務事業からの暴力団排除をより進展させるため、

○市の事業における措置

※市の公共事業に暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずることを規定します。

○市の公共施設の利用に対する措置

※市の公共施設を暴力団が利することのないよう、必要な措置を講ずることを規定します。

○公的資金が暴力団に流れることの阻止

○合法的な事業所や事業主催者が、暴力団との関係を断ち切ることにより資金源を断つ

○市として暴力団等反社会勢力に対する厳しい姿勢を示すことにより抑止効果が上昇などの効果が見込まれます。

8. 条例の施行

平成25年度を他市町村の情報把握と調査研究期間および一部庁内調整とし、平成26年度は、庁内・関係団体との調整および「室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会」で審議し、26年中の施行を目指すこととします。